

川越市立南古谷小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に対する基本理念

- 「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱とする。
- いじめについて、教職員・児童・保護者・地域全体が共通認識を持てるよう努め、連携していじめの防止にあたる。
- いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化する。
 - (1) 日常的にいじめの問題について触れ、児童に「いじめを絶対に許さない」心を育てる。
 - (2) いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多いため、児童からのいじめのサインを、大人が見逃さないようにする。
 - (3) いじめ問題に対し、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、すべての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをする。
 - (4) いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、日頃より校内の体制を整備する。
 - (5) いじめ問題が発生した場合には、学校・家庭・地域で情報を共有し、いじめられている児童を絶対に守り通すとともに、いじめている児童には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

- 具体的ないじめの様態は、以下のようなものとする。
 - ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたり

する

- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立って行う。また、いじめの認知については「校内いじめ対策委員会」を活用して行う。
- (2) けんかのように見える場合であっても、該当児童の力関係を考慮し、判断する。
- (3) いじめられている児童の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。

3 いじめの防止

児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成する。
- (2) いじめとは何かについて、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなど、児童と教職員が認識を共有する。
- (3) 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (4) いじめ加害の背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとしてかかっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくり、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- (5) 学校の教育活動全体を通じ、すべての児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を提供し、自己有用感が高められるよう努める。
- (6) 児童がいじめの問題について学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

4 早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり

軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 定期的なアンケート調査や月1回の教育相談日の実施等により、児童が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (2) 「あのね帳」や個人面談等の機会を有効に活用し、日頃から児童の様子や行動に気を配る。
- (3) 情報交換や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して児童を見守る。
- (4) 地域や関係機関と日常的・定期的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (5) パスワード付きサイトやSNS等を利用したいじめについては、発見が難しいため、児童の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

5 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ・ 「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - ・ 発見・通報を受けた教職員は、「校内いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有する。
 - ・ 速やかに関係児童から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
 - ・ 学校は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
 - ・ 指導が困難な際、または、児童の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく所轄警察署と連携して対処する。
- (2) いじめられた児童及びその保護者への支援
 - ・ いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
 - ・ 状況に応じて、見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

- ・ いじめられた児童に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ・ 状況に応じて、いじめた児童を別室で指導する。
- ・ 必要に応じて、いじめられた児童の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ・ 解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・ いじめたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、複数の教職員で組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、必要に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得て、具体的な対応策をもって対応する。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。
- ・ いじめた児童への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめた児童が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の形成に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・ 誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 必要に応じて、法務局又は地方法務局、所轄警察署と連携して対応する。
- ・ ネットパトロールと連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・ ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・ パスワード付きサイトやSNSを利用したいじめについては、発見しにくいいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらに

ついでに保護者への啓発を進めていく。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態とは、いじめにより、児童生徒が次のような状況に至った場合とする。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した
- ・ 身体に重大な傷害を負った
- ・ 金品等に重大な被害を被った
- ・ 精神性の疾患を発症した
- ・ 相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた

(2) 重大事態が発生した場合、教育委員会へ速やかに報告する。（「事故速報」にて報告）

- ・ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

(3) 教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ・ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ・ いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
- ・ いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・ いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う。

(4) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。

- ・ 情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮する

など、関係者の個人情報に十分配慮する。

- (5) 調査結果については、教育委員会に報告する。「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告)

7 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ・ 校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
- ・ 「校内いじめ対策委員会」の構成員については、生徒指導部・教育相談部等を中心に、必要に応じて、学校評議員や自治会長、PTA役員、南古谷中学校及び東中学校のさわやか相談員・スクールカウンセラー、教育センター分室リベラー指導主事・相談員・カウンセラー等を含むものとする。(日々のいじめ問題には、生徒指導部会等で対応し、重大事案の調査や児童生徒のケアが必要な際に、学校評議員や相談員等を活用するなど、臨機応変に対応できる委員会にする。)
- ・ 「校内いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ・ いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ・ いじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。

(2) 校内研修の充実

- ・ いじめ防止年間計画に基づき、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を定期的・継続的に実施する。

(3) 校務の効率化

- ・ 教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価と教職員評価

- ・ 学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ・ 教職員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。

(5) 地域や家庭との連携について

- ・ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、いじめ防止の重要性についての認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・ 家庭教育学級及びPTA総会・役員会・理事会等の機会をとらえ、

いじめ防止や情報モラルの啓発を図る。

(6) 中学校や教育委員会、関係諸機関との連携

- ・ 教育センター分室（リベラ）におけるいじめ電話相談について、児童や保護者への周知・活用を図る。
- ・ 南古谷中学校及び東中学校のさわやか相談員・スクールカウンセラー等との連携を図る。
- ・ 定期的な児童及び保護者対象のアンケート調査の実施と報告を実施する。
- ・ いじめの対応に関する教職員研修（教頭研修会、生徒指導主任研修会、初任者研修会、5年経験者研修会等）に積極的に参加する。
- ・ 生徒指導担当指導主事及び校種間連携担当指導主事等による定期的・臨時的な学校訪問の実施及び指導・助言を受ける。
- ・ 川越警察署生活安全課や南古谷駅前交番との日常的な連携や定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有を図る。
- ・ 川越市子ども安全課との連携を図り、場合に応じてケース会議等を開催する。